

平成 25 年 10 月 8 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 10 月 8 日（火）開会：午後 1 時 29 分 閉会：午後 3 時 40 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
田中正剛（蒼土会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務活動費の残された課題について

政務活動費の残された課題（4 項目）について協議しました。

まず、1 項目めの情報端末機器について、扱いの原則（案）を説明しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会（10 月 28 日）までに、各派の賛否を用意することとなりました。

次に、2 項目めの携帯電話料金の計上について、協議しました。携帯電話料金の計上は、議員が自己の責任において政務活動に必要な経費を仕分けすべきとし、手引きに「なお、案分前に自己の責任において政務活動上必要な費用以外は除外すること。」という一文を追加することで、全委員がこれを了とされました。また、収支報告の際には、携帯電話料金の明細を証明書類として必ず添付することとされました。

た。

次に、3項目めのクレジットカード払いの取り扱いについて、事務局から政務活動費に充当する場合の取り扱い変更案の説明がありました。クレジットカード払いによる場合の証拠書類の取り扱いについて、引き続き協議することとなりました。

次に、4項目めの所有数の上限について、協議しました。パソコン、事務所、事務機器の所有数に上限を設ける必要があるかどうかについて、解決に向けた原案を説明し、各委員から意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに原案に対する各派の意見を用意することとなりました。また、現状としてパソコンを複数台政務活動費に充当している例がどれくらいあるかについて、次回の委員会で事務局から資料を配布することとしました。

(2) 役選の振り返りについて

役選の振り返りについて協議しました。

まず、エントリー中心主義の主旨について、前回の委員会で合意された内容を再確認をしました。この資料を本委員会の公式な見解として確定し、今後、全会派一致した見解として取り扱っていくこととされました。

次に前回役選の分析について、各派の意見を確認しました。監査委員、阪神水道企業団議会議員、阪神水道企業団監査委員、農業委員の4役職から議運正副委員長までは、概ねの方向としては、従来型の方法に委ねた方が良いということを確認しました。正副委員長まで及び委員までの役選については、委員から聴取した意見を基に、引き続き議論を進めることとなりました。

次に役選の順序については、役選に時間を要した原因は、順番の問題ではないであろうということを確認し、今回で議了しました。

次に委員定数について、定数に幅を持たせてはどうかという提案に対する各派の意見を聴取しました。今後の議論の方向性として、委員の調整に関する3種類の方法を説明し、各委員は次回の委員会までにどの方法に賛成できるかという意見を用意することとなりました。

調整・バランス・正副委員長職責は、本日協議を行いませんでした。

(3) 議会基本条例について

議会基本条例について協議しました。

「議決及び審査」に関する小理念について、各派から提出された条文案の対案とそれに対する各派の意見を聴取しました。

「情報公開」に関する小理念については、本日は協議を行いませんでした。

次回の委員会で引き続き協議することとしました。

(4) その他

施策研究テーマ等のホームページ掲載について、過日の広報委員会において協議された内容(施策研究テーマの掲載に係るレイアウト、委員会のページを作成)を、事務局から説明がありました。委員会ページの作成の進め方について、事務局から広報委員会に確認することとしました。

以上